

# 鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和7年度予算額 9,900 (9,900) 百万円】  
【令和6年度補正予算額 5,300百万円】

## <対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。

## <事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900 (9,900) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】  
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業  
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業  
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】  
**被害対策推進のための人材育成**やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組**等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】  
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ **スマート捕獲等普及加速化事業**  
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



### 〔捕獲等の強化〕

- ① **スマート鳥獣害対策の推進**  
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進  
スマート捕獲等の実証 モデル地区  
横展開  
わな監視システム 捕獲確認アプリ 磨き上げ
- ② **シカ、クマの捕獲対策の強化**【令和6年度補正予算含む】  
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



- ③ **高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保**  
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

### 〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

- ① **ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大**  
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進【令和6年度補正予算含む】
- ② **ジビエの情報発信強化**【令和6年度補正予算】  
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

## 鳥獣被害対策の3つの柱

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



## 1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P.3~8,14,15)
- 侵入防止柵の支援 (P.9~12)
- 生息環境管理の支援 (P.13)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P.17,18)
- ジビエ利活用への支援 (P.19)

## 2. 交付金(事業)の流れ

- 基本的な交付金の流れ



**まずは「被害防止計画」を策定する  
“市町村”に相談を！**

## 主な新規・拡充事項 (令和6年度補正予算・令和7年度当初予算)

ページ	表題、支援内容	主な新規・拡充事項 (令和6年度補正予算・令和7年度当初予算)
P.3	<b>地域で問題となっている鳥獣の捕獲を進めたい！</b> ・ 捕獲活動経費、捕獲機材の導入、研修、猟銃取得	-
P.4	<b>多様なプレイヤーの参加の促進による被害対策の体制構築</b> ・ 実施隊の活動経費	-
P.5	<b>地域の捕獲人材の確保・技術向上を進めたい！</b> ・ 捕獲人材の育成研修	-
P.6	<b>地域における専門人材の育成・確保に向けた体系的な研修</b> ・ 被害対策の企画を行う人材を育成するための総合的な研修	・ 地域における専門人材の育成 (鳥獣被害対策実施隊員等が、長期の総合的な教育カリキュラムや技術講習等を受講する場合) を新設 (R7当初) 【補助率】 定額 (上限: 100万円/市町村)
P.7	<b>地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！</b> ・ 捕獲サポート隊の活動経費	-
P.8	<b>ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！</b> ・ ICT等新技術の実証、導入の支援	-
P.9	<b>鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！</b> ・ 侵入防止柵の新規整備	-
P.10	<b>既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！</b> ・ 侵入防止柵の再編整備	-
P.11	<b>侵入防止柵の地盤を補強したい！</b>	-
P.12	<b>侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？</b>	-
P.13	<b>農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！</b> ・ 緩衝帯等の整備    ・ 集落点検    ・ サル、クマ、鳥類複合対策	・ 集落点検の促進を新設 (R7当初) 【補助率】 定額 (上限: 100万円/市町村)
P.14	<b>生息頭数が増えているシカを集中的に捕獲したい！</b>	-
P.15	<b>農業被害が増えているクマの対策をしたい！</b> ・ クマ特別対策 ・ 複合対策 (クマ)	・ クマ特別対策を新設 (R6補正) 【補助率】 定額 (上限: 都道府県3,000万円、協議会300万円) ・ 複合対策 (クマ) の被害額に係る要件を撤廃 (R7当初)
P.16	<b>【参考】 鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費</b>	-
P.17	<b>鳥獣被害防止関連の施設整備を進めたい！</b> ・ 食肉利用当施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備	-
P.18	<b>捕獲した個体の利用・処分を進めたい！</b> ・ 移動式解体処理車のリース、処分経費	・ 簡易的な集合理設設備の設置支援を新設 (R7当初) 【補助率】 定額 (上限: 100万円/箇所 等)
P.19	<b>ジビエを地域資源として活用したい！</b> ・ 国産ジビエ認証、販路拡大、OJT研修等	・ 全額受入れ等を行う上で、捕獲鳥獣がジビエ利用できるか選別するための経費 (R7当初) 【補助率】 定額 (1市町村当たり300万円)

# 地域で捕獲サポート体制を構築し鳥獣の捕獲を進めたい！

捕獲者のサポートのため、市町村、農協、農業者等の地域住民による捕獲サポート隊を構築し、わなの見回り・餌付け・追払いなどの活動経費について支援します。

## 【捕獲サポート隊の必要事項】

- 狩猟免許を保有していないこと  
既存の補助組織がある場合、免許保有者以外のみは支援は可能
- 市町村ごとに40名以上（80名以上）で組織（累計人数ではない）
- 対象人数（名簿）と活動内容や支払記録を証拠書類として提出
- 原則として、満18歳以上
- 活動にあたり保険に加入すること
- 市町村で主催する安全研修を受講すること

### 【例1 新たに構築したい場合】

#### 1. サポート隊への参加者募集の方法

- 講習会参加と併せた募集
- アンケートによる募集
- 猟友会より地元農家へ声かけ
- 生産組合を通じて募集



#### 2. 隊員の作業内容

- 箱わなの餌付け
- わなの見回り
- 集落の見回り（出沒箇所の確認等）
- わなの設置（免許所持者と一緒に設置の補助）



#### 3. 隊員の活動頻度

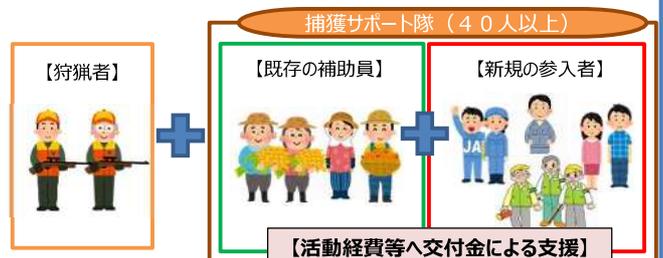
- 住んでいる地域周辺のため日々活動
- 集落毎にエリア分けし、エリア毎に5～10名配置（週2～3回活動）
- わなの設置期間のみ毎日等

### 【例2 既存の体制を活用した場合】

（既存の体制）狩猟者に加え補助員として地元農家が参画した体制



（新体制）既存の体制に加え、地域住民が一体となった体制を構築



7

# ICT等の新技術を活用して、効率的な被害対策を推進したい！

野生鳥獣の生息状況や被害発生箇所に関するデータを蓄積し、効果的・効率的な被害防止対策を実施するため、新技術（ICT機器等）の実証・導入を支援します。

## （1）支援内容

ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく、①新技術の実証、②新技術の導入の支援に加え、令和5年度からは、③蓄積したデータのGISを活用した可視化及び技術の定着に資する取組を支援。

## （2）補助率

- ① 定額 ※ただし、100万円以内/市町村（広域連携型※の場合は、110万円以内/市町村）
- ②,③ 定額 ※ただし、実施隊が行う被害防止活動推進の限度額に200万円以内の加算/市町村

※広域連携型：隣接する複数の市町村と共同で被害対策を実施する場合

### < ICT等個別導入事例 >

#### 【生息・被害状況の確認】

生息・被害状況調査において、センサーカメラを活用することで、対象獣種等を正確に把握



各地域の個別の被害状況に応じ、適切な鳥獣対策が選定可能



#### 【わなによる捕獲活動】

監視システムを導入し、わなの状況を確認した上で、対象を選択後に捕獲を実施



わなの見回り回数の低減や錯誤捕獲の防止により、効率的な捕獲活動が可能



※スマートフォン等の端末は汎用性が高いため支援対象外。

### < ICTを活用した対策 >

#### ○対策イメージ

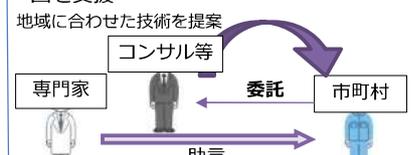


### < GISを活用した対策 >

○市町村が自らの保有している資料を地図化するにあたり、機器導入や外部に業務委託等する費用を支援



○ICT導入・定着にあたり、専門家と地域の橋渡し役（コンサル会社等）の参画を支援



8

# 農村集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えたい！

被害防止対策を効果的に実施するためには、地域ぐるみで、ほ場や集落を餌場としないこと、緩衝帯の設置により人と鳥獣のすみ分けを進めることなどに加え、獣種の生態に合わせた複合的な対策を一体的に実施することが重要です。

## 【緩衝帯等の整備】

- (1) 支援内容
- ・緩衝帯の設置
  - ・放任果樹の除去
  - ・雑木林の刈り払い
  - ・鳥獣の追い払い
- (2) 補助率 1/2以内  
(実施隊が行う場合は、定められた上限額以内で定額支援)  
※大規模緩衝帯(1ha以上)を整備する場合の上限単価：48万円/ha



緩衝帯の整備



放任果樹の伐採

## 【集落点検の促進】

- (1) 支援内容  
効果的な被害対策の実践に向け、集落毎に、地域住民を巻き込んだ対策を実施する体制を再構築し、集落点検を行う取組を支援
- (2) 補助率 定額  
【限度額】  
※1市町村あたり  
100万円以内



集落点検の実施



対策状況の可視化

## 【サル・クマ・鳥類複合対策】

- (1) 支援内容  
サル、クマ、鳥類それぞれについて、専門家の知見に基づく生息状況調査等と併せて行う追い払い等の総合的な防除対策の実施を支援
- (2) 補助率 定額  
【限度額】  
※1市町村あたり  
・100万円以内(サル・鳥類)  
・取組数に応じ100万円又は200万円以内(クマ)



13

# 生息頭数が増えているシカを集中的に捕獲したい！

## シカ特別対策

- (1) 支援内容  
シカの生息頭数が増えている地域を対象に、早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援します。
- (2) 補助率  
定額(上限：都道府県3,000万円、協議会300万円※)

※実施例 下記の場合、A県への交付金額合計は3,300万円

実施主体	捕獲区域	交付上限
A県	B市b1地区、b2地区 C市c1地区 D市d1地区	3,000万円
A県D市協議会	D市d2地区	300万円

↑実施主体ごとに異なる区域を設定

## 【支援する取組】

- ①実施体制の整備
  - ②生息状況調査等
  - ③シカの集中捕獲
  - ④捕獲個体の処理
  - ⑤人材育成活動
  - ⑥大規模捕獲実証
- (①～③の取組は必須)

## 【活用方法の例】

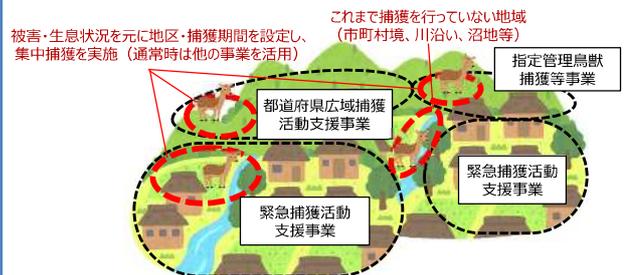


要件を満たす取組にかかる研修費、機材費(銃弾、罠含む)、わなに係る餌代、捕獲活動経費(日当払い、頭数払い※)、捕獲従事者の保険代、専門家旅費・謝金、車両の借料・燃料費、捕獲個体の処理費等を支援。

※18,000円/頭を上限としますが、合理的な事由があり、国との協議により認められれば、これを超える単価も設定可能です

## 【要件】

- シカによる被害が拡大していること又は被害の拡大が予測される地域
- 捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を定めたシカの捕獲計画が作成され、計画に基づく捕獲を行う
- 被害要因、生息状況等を把握した上で、捕獲活動を行う
- 緊急捕獲等、他の事業とは期間や区域等を区別して行う
- 事業概要及び捕獲活動経費の単価を公表すること



14

## お問い合わせ先

鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく取組を支援するものです。まずは、お住いの市町村にご相談ください。

事業内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>  
鳥獣対策コーナー（農林水産省HP）



### 農林水産省

農村振興局 鳥獣対策・農村環境課

（北海道を担当）

☎（捕獲対策関係）03-3591-4958  
（シビ活用関係）03-6744-2196

### 東北農政局 農村振興部 農村環境課

（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当）

☎022-221-6260

### 関東農政局 農村振興部 農村環境課

（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当）

☎048-740-0514

### 北陸農政局 農村振興部 農村環境課

（新潟県・富山県・石川県・福井県を担当）

☎076-232-4533

### 東海農政局 農村振興部 農村環境課

（岐阜県・愛知県・三重県を担当）

☎052-223-4631

### 近畿農政局 農村振興部 農村環境課

（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当）

☎075-414-9052

### 中国四国農政局 農村振興部 農村環境課

（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当）

☎086-224-9417

### 九州農政局 農村振興部 農村環境課

（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当）

☎096-300-6436

### 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

（沖縄県を担当）

☎098-866-1652

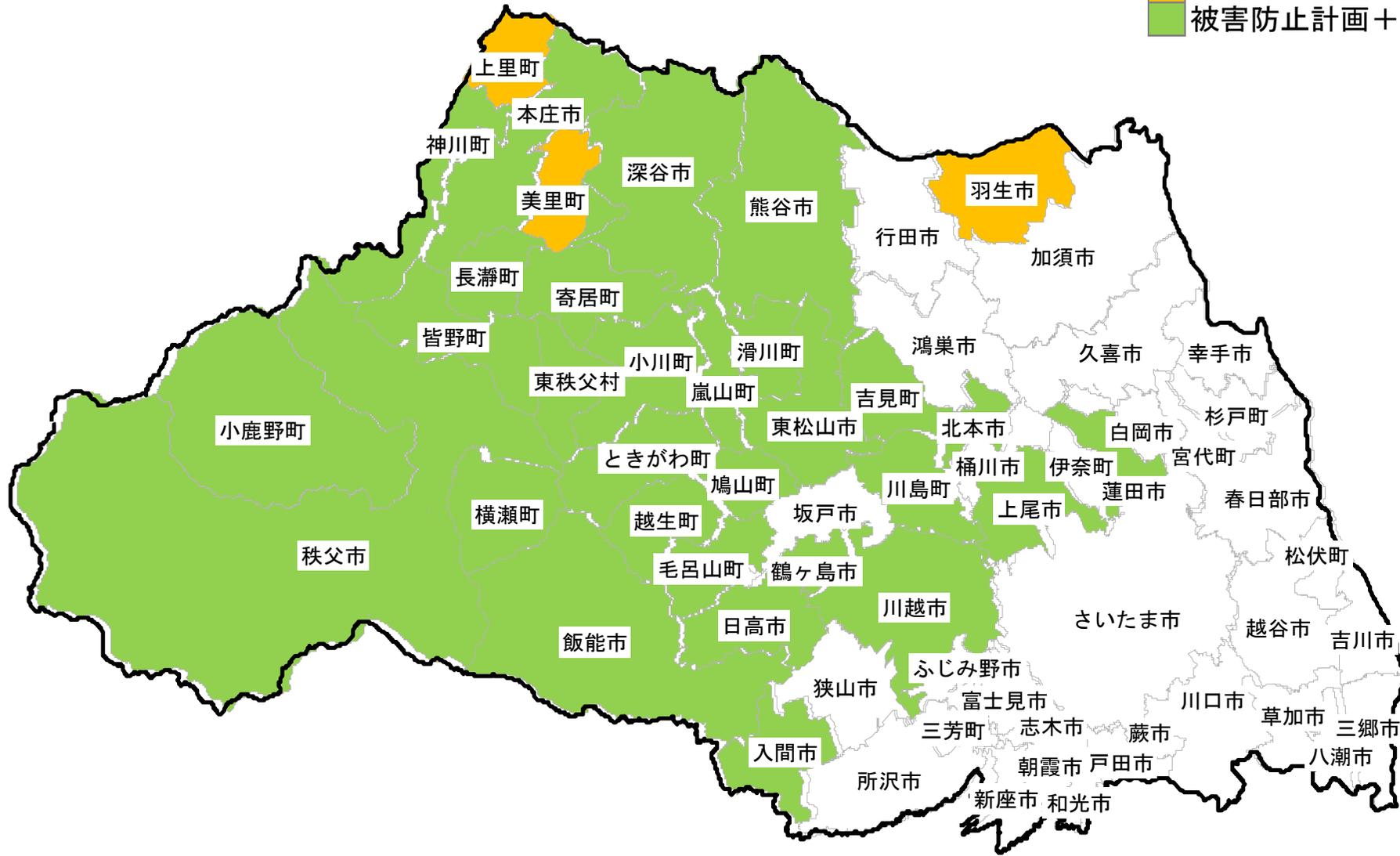
# 被害防止計画作成市町村及び地域協議会一覧

令和7年4月時点

	被害防止計画作成市町村	地域協議会
1	上尾市	上尾市鳥獣被害防止対策協議会
2	北本市	北本市鳥獣被害防止対策協議会
3	川越市	川越市鳥獣被害対策協議会
4	飯能市	飯能市鳥獣害対策協議会
5	入間市	入間市鳥獣害対策協議会
6	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市鳥獣被害防止対策協議会
7	日高市	日高市鳥獣被害防止対策協議会
8	毛呂山町	毛呂山町鳥獣被害防止対策協議会
9	越生町	越生町鳥獣害対策協議会
10	東松山市	東松山市環境保全型農業推進協議会
11	滑川町	滑川町環境保全型農業推進協議会
12	嵐山町	嵐山町環境保全型農業推進協議会
13	小川町	小川町鳥獣被害対策協議会
14	吉見町	吉見町農作物病害虫防除協議会
15	川島町	川島町鳥獣被害防止対策協議会
16	鳩山町	鳩山町鳥獣被害防止対策協議会
17	ときがわ町	ときがわ町鳥獣害対策協議会
18	東秩父村	東秩父村鳥獣害対策協議会
19	秩父市	秩父市鳥獣害対策協議会
20	皆野町	皆野町鳥獣害対策協議会
21	長瀨町	長瀨町鳥獣害対策協議会
22	小鹿野町	小鹿野町鳥獣害対策協議会
23	横瀬町	横瀬町鳥獣害対策協議会
	秩父地域	秩父地域鳥獣害対策協議会
24	本庄市	本庄市鳥獣被害防止対策協議会
25	美里町	—
26	神川町	神川町鳥獣被害防止対策協議会
27	上里町	—
28	熊谷市	熊谷市鳥獣被害防止対策協議会
29	深谷市	深谷市鳥獣害対策協議会
30	寄居町	寄居町鳥獣被害対策協議会
31	羽生市	—
32	蓮田市	蓮田市鳥獣被害防止対策協議会
	32市町村	30協議会(29市町村)

# 県内市町村一覧

- 被害防止計画のみ
- 被害防止計画＋地域協議会



鳥獣害対策担当関係 年間スケジュール

事業項目	(1)鳥獣被害防止総合対策交付金	
	国	支援課 各農林・協議会
4月	国要領・要綱改正 → 県要領・要綱改正 → ← 昨年度実績報告 割当内示 → ← 緊急捕獲定例調査 → ← 各協議会割当内示 →	→ 前年度実施状況報告 ← 交付申請
5月	← 交付申請	
6月	国交付決定 → 県交付決定 協議会交付決定 → 国担当者会議	
7月	緊急捕獲定例調査 →	
8月	概算払い →	評価報告・改善計画(該当協議会) ← 概算払い請求
9月	← 評価報告・改善計画(該当協議会) ← 前年度実施状況報告 次年度要望調査 →	← 次年度要望
全国鳥獣会議		
10月	追加要望(補正予算)調査 → 追加要望調査 → 緊急捕獲定例調査 →	
11月		
12月	← 協議会遂行状況報告 ← 協議会遂行状況報告 中間検査 全国鳥獣会議	
1月	緊急捕獲定例調査 → 概算払い →	← 概算払い請求
2月	次年度要望調査 → 次年度要望調査 → ← 次年度要望	
3月	事業検査 → 確定・精算等事務 →	← 協議会実績報告

国の要領・要綱等に基づくもので、変動しない。  
県の要領・要綱に基づくもので、変動しない。